

証券コード 4556

2021年6月2日

株 主 各 位

東京都文京区本郷二丁目38番18号

株 式 会 社 カ イ ノ ス

代表取締役社長 上 地 史 朗

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染が懸念される状況が続いておりますので、株主の皆様におかれましては、書面（郵送）による議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月16日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月17日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区本郷二丁目38番18号
当社本店 7階会議室（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
 - 報 告 事 項 第46期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び
計算書類報告の件
 - 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件
 - 第4号議案 会社法改正に伴う取締役に対する業績連動型株式報酬制度の
報酬枠設定の件

以 上

なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kainos.co.jp>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止対応に関するご案内

- ・新型コロナウイルスの感染が懸念される状況が続いております。インターネットによる同時中継もご覧いただけますので、ご来場はできるだけお控えいただき、書面による議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・本総会においては、開催時間を短縮するため報告事項および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・本総会の運営スタッフは検温含め、体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- ・ご出席なさる株主様におかれましては、ご入場前の手指の消毒及びマスク着用などのご協力をお願いいたします。

インターネットによる同時中継のご案内

- ・株主総会の模様をご覧いただけるようインターネットによる同時中継を実施いたします。以下のURLまたはQRコードにて専用ページにアクセスし、IDとパスワードのご入力をお願いいたします。専用ページに同時中継に関する、詳細を掲載しております。

URL：

ID：

パスワード：

QRコード：

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

＜同時中継ご視聴にあたっての注意事項＞

- ・株主総会当日の決議に参加いただくことはできません。議決権行使は、書面（郵送）にてお願いいたします。
- ・ご質問を承ることはできません。
- ・ご使用の機器及びインターネットの接続環境ならびに回線の状況等により、ご視聴頂けない場合がございます。
- ・撮影、録画、録音はご遠慮ください。
- ・ID及びパスワードの当社の株主様以外の方への提供は堅くお断りいたします。
- ・ご出席株主様の容姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り

込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。

事前質問の受付のご案内（受付期限：2021年6月14日（月曜日）17時まで）

- ・本総会の目的事項に関するご質問を事前に当社ウェブサイトにて承ります。

以下のURLまたはQRコードにアクセスいただき、専用フォームにご記入ください。

URL：

ID：

パスワード：

QRコード：

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- ・株主の皆様のご関心が高い事項につきましては、本株主総会で取り上げさせていただきます。
- ・なお、個別に回答はいたしかねますのでご了承ください。
- ・本総会で取り上げることに至らなかったご質問については、今後の参考とさせていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染拡大を受けた自粛要請や度重なる緊急事態宣言の発令により、社会・経済活動は大きく制限されました。今後は、ワクチン接種の進展に伴い経済活動の水準が回復することが期待されますが、足下では感染力の高い変異株による感染再拡大も懸念され、依然不透明な状況が継続しています。

臨床検査業界においては、医療機関での一般外来患者数や、新型コロナウイルス以外の感染症患者数の減少に伴う影響がある一方、新型コロナウイルス関連の検査は勿論のこと、もともと診断・治療等に必須とされる検査需要に変化はなく、引き続き臨床的価値ある検査の供給が期待されています。

このような環境下での活動結果ですが、生化学検査分野は堅調に推移し21億3千6百万円(前年同期比4.4%減)、免疫検査分野は感染症検査試薬が大きく減少し18億9千6百万円(前年同期比14.2%減)となりました。また、その他の分野は2億2千4百万円(前年同期比38.2%増)となり、当事業年度における売上高は、42億5千7百万円(前年同期比7.6%減)となりました。

営業利益は、6億3千2百万円(前年同期比3.9%増)、経常利益は、6億5千3百万円(前年同期比6.1%増)、当期純利益は、4億1千7百万円(前年同期比4.7%増)となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は9千5百万円(完成額)であり、その主な内容は次のとおりであります。

建物電気設備	5千3百万円
製造設備更新	1千2百万円
基幹システム	1千万円

- ③ 資金調達の状況
設備の新設及び拡充資金は、自己資金及び一部借入れにより対応いたしました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

年 度 項 目	第43期 (2017年度)	第44期 (2018年度)	第45期 (2019年度)	第46期 (2020年度)
売 上 高(百万円)	4,386	4,670	4,609	4,257
経 常 利 益(百万円)	477	596	616	653
当 期 純 利 益(百万円)	277	385	398	417
1株当たり当期純利益(円)	66.49	98.57	97.09	100.63
総 資 産(百万円)	6,145	5,858	6,744	6,962
純 資 産(百万円)	3,854	3,635	4,381	4,659

- (注) 1. 第43期におきましては、売上高は、輸血検査試薬及びインフルエンザ検査試薬が堅調に推移する一方、アレルギー検査試薬が競合品の影響を受けたことにより減少となり、前年比6.7%減の43億8千6百万円となりました。当期純利益は、前年比10.3%減の2億7千7百万円となりました。
2. 第44期におきましては、売上高は、輸血検査試薬及びカルニチン検査試薬が堅調に推移したことにより、前年比6.5%増の46億7千万円となりました。当期純利益は、前年比38.9%増の3億8千5百万円となりました。
3. 第45期におきましては、売上高は、輸血検査試薬及びカルニチン検査試薬が堅調に推移する一方、インフルエンザ検査試薬等の減少により前年比1.3%減の46億9百万円となりました。当期純利益は、前年比3.3%増の3億9千8百万円となりました。
4. 第46期におきましては、売上高は、輸血検査試薬が堅調に推移する一方、インフルエンザ検査試薬等の減少により前年比7.6%減の42億5千7百万円となりました。当期純利益は、前年比4.7%増の4億1千7百万円となりました。
5. 1株当たり当期純利益は、期中平均による発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

医療業界では、少子高齢化の進行や人口減少に伴う労働力の減少に加え、医療費抑制に向け医療制度等の改革が求められ各医療機関では厳しい経営環境が続いてきました。臨床検査薬業界におきましても、国内検査各分野とも成熟・飽和に達し、市場全体ではほぼ横ばいで推移しています。しかしながら、世界的規模で蔓延する新型コロナウイルスの感染拡大回避策として新たな社会への貢献機会が訪れています。

当社は、医療業界の中の体外診断用医薬品製造販売会社として、臨床検査試薬・機器の開発から生産・販売まで一括した業務形態で担っています。臨床検査が占める役割と価値を認識し、医療現場のニーズと市場動向を分析し、独創的な製品開発を実施し世の中に提供し続けます。生活習慣病等の予防医学領域における早期診断や治療に役立つ臨床検査試薬が希求されるなか、当社は既存の臨床検査試薬・機器事業の拡充と共に、ユニークな診断薬開発・製造販売を目指します。

研究開発活動面では、主力である生化学検査製品を中心に、一層の性能・操作性改良に努めるとともに、遺伝子治療等の先端医療に貢献する検査試薬や、NASBA法等の遺伝子増幅技術を駆使した遺伝子検査試薬の開発などを推進してまいります。

営業活動面におきましては、web system等も活用していきます。題材として、顧客ニーズに合わせた複数の多項目標準血清を活用し、創業以来の基幹分野である腎機能検査や肝機能検査の詳細説明や専用機器とその試薬を用いた輸血検査分野の紹介などを継続していきます。

生産活動面におきましては、QSR（米国品質システム規制）に準拠したQMS（国内品質基準）の下、高品質で安定した製造体制を維持すると共に、更なる生産効率改善及び原価低減に努めてまいります。

今後も、総合的に投資効率を高め、各種法令を遵守するとともに、内部統制システムとコンプライアンス体制の強化に努め、収益力の安定と拡大を目標に市場の動向や顧客ニーズを的確に捉えた事業展開を行い、当社の企業活動に関するステークホルダーへの利益還元と継続的な信頼関係を構築し、企業の社会的責任を果たしてまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社は体外診断用医薬品の研究開発、製造、販売並びに医療用理化学測定機器・医療機器などの販売を主要な事業といたしております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

1. 本 社 東京都文京区本郷二丁目38番18号
2. 研 究 所 笠 間 研 究 所 (茨城県笠間市)
3. 工 場 笠 間 工 場 (茨城県笠間市)
4. 営 業 所 札幌営業所 (札幌市北区)
仙台営業所 (仙台市太白区)
東京第一営業所 (東京都文京区)
東京第二営業所 (東京都文京区)
名古屋営業所 (名古屋市千種区)
大阪営業所 (大阪市東淀川区)
広島営業所 (広島市中区)
福岡営業所 (福岡市博多区)

(7) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
116名	1名減	41.9歳	14.5年

(注) 従業員の数には、嘱託、パートを含んでおりません。

(8) 借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	244百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	192
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	192
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	122
株 式 会 社 常 陽 銀 行	100
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	50

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 4,558,860株（自己株式189,656株を含む）
 (3) 株主数 2,605名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
旭化成ファーマ株式会社	940千株	21.51%
杉山晶子	445	10.18
光通信株式会社	336	7.70
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	275	6.31
カイノス従業員持株会	194	4.45
中村利通	109	2.51
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040 （常任代理人株式会社みずほ銀行）	56	1.29
株式会社商工組合中央金庫	50	1.14
日本化薬株式会社	50	1.14
東洋紡株式会社	50	1.14

- (注) 1. 当社は自己株式189,656株を保有していますが、上記大株主からは除いております。
 2. 持株比率は自己株式189,656株を控除して計算しております。
 3. 当社は「株式給付信託（J-ESOP）」及び「株式給付信託（BBT）」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）（以下「信託E口」という）が、当社株式275,500株を取得しております。信託E口が所有する当社株式については、上記の自己株式に含めておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況
 該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年11月25日開催の取締役会において、会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づき自己株式の取得を決議し、2020年11月26日付で、88,000株を取得いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	上 地 史 朗	
常 務 取 締 役	長 津 行 宏	事業本部本部長
取 締 役	林 司	管理本部本部長
取 締 役	大 坪 一 政	旭化成ファーマ株式会社
取 締 役	菊 地 謙 治	株式会社新日本建物 社外監査役
取 締 役	松 尾 大 輔	旭化成ファーマ株式会社 診断薬製品部長
取 締 役	古 賀 邦 彦	日本化薬株式会社 医薬事業本部 原薬・国際・診断薬本部診断薬部長
常 勤 監 査 役	加 登 信 哉	
常 勤 監 査 役	小 林 茂 雄	
監 査 役	耕 修 二	

- (注) 1. 取締役大坪一政氏、取締役菊地謙治氏、取締役松尾大輔氏及び取締役古賀邦彦氏は、社外取締役であります。
2. 取締役菊地謙治氏は、税理士の資格を有しております。また、2014年6月26日に株式会社新日本建物の社外監査役に就任しております。
3. 監査役加登信哉氏及び監査役耕修二氏は、社外監査役であります。
4. 監査役耕修二氏は、弁護士資格を有しております。
5. 取締役菊地謙治氏及び監査役耕修二氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみの支払い又は無報酬とする。

- b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。
- c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針
業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、常勤取締役に対して、業績指標の目標値に対する単年度業績の達成度合いから役位に応じて算出された額を、賞与として毎年一定の時期に支給する。
非金銭報酬等は、取締役の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入した株式給付信託（BBT）の役員株式給付規程に基づき、常勤取締役に対して、各事業年度における業績、目標達成度及び役位に応じて算出された株式数に相当するポイントを、毎年一定の時期に付与する。当該取締役は、退任時に付与されたポイントに相当する当社株式ないし時価換算した金額の給付を受ける。
- d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
業務執行取締役の種類別の報酬割合については、原則として上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とするが、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の額は事業年度ごとの業績に伴い変動するため、具体的な割合は定めないものとする。
- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、株主総会で決議された範囲内において、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績等を踏まえた賞与等の評価配分とする。

ロ. 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の 人数 (人)
		固定報酬等	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	120,480 (16,620)	85,538 (16,620)	28,000 (—)	6,942 (—)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	24,468 (14,214)	22,068 (13,014)	2,400 (1,200)	—	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	144,948 (30,834)	107,606 (29,634)	30,400 (1,200)	6,942 (—)	8 (4)

- (注) 1. 業績連動報酬等は、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の業績指標の目標値としてROE及び経常利益を掲げ、その目標値に対する達成度合いから役位に応じて算出された額を、賞与として毎年一定の時期に支給することとしています。当事業年度のROEは9.2%、経常利益は6億5千3百万円となりました。
2. 非金銭報酬等の内容は、取締役の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入した業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」の役員株式給付規程に基づき、各事業年度における業績、目標達成度及び役位に応じて算出された株式数に相当するポイントを、毎年一

- 定の時期に付与することとしています。
3. 取締役の金銭報酬の額は、1995年6月29日開催の第20回定時株主総会において年額15,000万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち、社外取締役は4名）です。また、取締役（社外取締役を除く）に対してBBTを導入しており、2016年6月16日開催の第41回定時株主総会において、上記金銭報酬限度額とは別枠で決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は4名）です。
 4. 監査役の金銭報酬の額は、1998年6月26日開催の第23回定時株主総会において年額3,500万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は3名）です。
 5. 上記には、無報酬の取締役は含めておりません。
 6. 取締役会は、代表取締役社長上地史朗に対し各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与等の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼務状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・社外取締役大坪一政氏及び社外取締役松尾大輔氏は、旭化成ファーマ株式会社の使用人として業務執行者を兼務しております。当社は同社との間で臨床検査薬に係る製品の売上及び原材料の仕入の取引を行っており、当社の特定関係事業者にあたります。
 - ・社外取締役菊地謙治氏は、株式会社新日本建物の社外監査役に就任しております。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。
 - ・社外取締役古賀邦彦氏は、日本化薬株式会社の使用人として業務執行者を兼務しております。当社は同社との間で臨床検査薬に係る商品の仕入の取引があります。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	大坪一政	当事業年度開催の取締役会全12回のうち12回に出席し、主に診断薬の製品開発に関する豊富な知識と経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	菊地謙治	当事業年度開催の取締役会全12回のうち12回に出席いたしました。主に税理士としての専門的な立場から監督、助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	古賀邦彦	当事業年度開催の取締役会全12回のうち11回に出席し、主に診断薬の製品開発に関する豊富な知識と経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	松尾大輔	2020年6月18日就任以降、当事業年度開催の取締役会全10回のうち10回に出席し、主に経営企画等に関する豊富な知識と経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	加登信哉	当事業年度開催の取締役会全12回のうち12回に出席し、また監査役会全14回のうち14回に出席いたしました。医薬事業における、特にライセンスでの豊富な経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	耕 修二	当事業年度開催の取締役会全12回のうち12回に出席し、また監査役会全14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる等の場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由があった場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社は、会社法、会社法施行規則及び金融商品取引法に基づき、内部統制システムの構築と体制整備に必要な事項を定め、業務の適正を確保するための体制を整備しております。

また、内部統制システムの継続的な見直しによってその改善を図り、効率的で適法な企業体制を構築しております。

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制に係る規則を制定し、取締役、従業員（社員・嘱託・パート）が法令・定款及び会社規範を遵守した行動をとるための行動規範を定めております。

また、その徹底を図るため、社長直轄のコンプライアンスセンターにおいて、コンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、総務部と連携して従業員教育を行う等、これらの活動は、定期的に取締役会及び監査役会に報告いたしております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規則に従い取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存しております。

取締役及び監査役は文書管理規則により、常時これら文書等を閲覧することができ、文書管理規則の改訂をする場合には、経営会議の承認を得るものといたしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部門において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行っております。また、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は、コンプライアンスセンターが行い、リスク管理の状況を定期的に取締役会に報告いたしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

取締役会の機能をより強化して経営効率を向上させるため、常勤取締役が出席する経営会議を毎月1回開催して、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、中期計画及び各年度の事業計画を立案し、全社的な目標を設定しており、各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行しております。

- ⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社には、親会社及び子会社は存在しません。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととして、補助者の人事、補助者に対する指示の実効性確保措置等は、監査役会の承認を得ることとなっております。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は業務執行取締役及び重要な使用人に、それぞれ定期的なヒヤリングを実施しております。また、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、部長会や製品開発会議などの重要会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務に関する契約書、重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとしております。
- ⑧ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役へ報告をした役職員に対し、当該報告をなしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内において周知することとしております。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認めた場合を除き、当該費用又は債務を処理することとしております。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は監査役と相互の意思疎通を図るための定期的な会合を持っております。監査役は、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査の報告を求めることとしております。

⑪ 企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針
当社は、患者様、国民の生命・健康に関わる生命関連企業として、（一社）日本臨床検査薬協会が定めた「体外診断用医薬品の企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」の趣旨に賛同し、当社が行うあらゆる活動の透明性をこれまで以上に高め、社会からの更なる高い信頼性を得られることを目指し、「企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針」を定め、当社における行動指針としております。

⑫ 国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に対する基本方針
国内外の公務員（みなし公務員を含む）に対しては、法令遵守を徹底するのみならず、健全で透明な関係を保ち、十分な節度を保つため、疑惑を招く、贈賄又はそれに類する不当な利益の申出・約束・供与等を行わないこととしております。

⑬ 反社会的勢力に対する基本方針
当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応するために、以下の方針を定めております。

イ．当社は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断して、不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否します。

ロ．当社は、反社会的勢力を「恐れない」、「金を出さない」、「利用しない」を徹底し一切関係を持ちません。

ハ．当社は、反社会的勢力からの不当な要求に対して、社内関係部門との連携・協力体制のもとに警察、弁護士等の専門機関と緊密な連携を図って対応策を実施します。

当社は、「コンプライアンスガイドブック」に反社会的勢力に対する基本方針を定め全部門へ配布し、社内研修を通じて周知、徹底を図っております。

⑭ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規則を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の向上を図っております。

また、コンプライアンスセンターは、内部監査責任部門として定期的に

財務報告に係る内部統制について監査を行い、監査を受けた部門は、是正、改善の必要があるときはその対策を講じております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、当事業年度においては、以下の具体的な取組みを行っております。

- ① 取締役会を12回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性の観点から審議いたしました。
- ② 監査役会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査しました。
- ③ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
- ④ 内部統制委員会を4回開催し、統制活動における不備の是正、統制活動の妥当性の検証を定期的の実施し、監視活動における独立的評価、リスクの重要性、モニタリングの有効性を確認しております。
- ⑤ 3部門5課について監査計画に基づき定期内部監査を行いました。

7. 会社の支配に関する基本方針に関する事項

基本方針は、策定しておりません。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,057,857	流 動 負 債	1,893,860
現 金 及 び 預 金	2,243,770	支 払 手 形	35,689
受 取 手 形	310,156	買 掛 金	404,586
売 掛 金	896,336	短 期 借 入 金	300,000
商 品 及 び 製 品	307,489	1年以内返済予定長期借入金	300,000
仕 掛 品	75,370	リ ー ス 債 務	37,430
原材料及び貯蔵品	193,584	未 払 金	377,739
前 払 費 用	7,160	未 払 法 人 税 等	126,196
そ の 他	23,988	未 払 消 費 税 等	48,377
固 定 資 産	2,904,475	未 払 費 用	118,803
有 形 固 定 資 産	2,531,546	前 受 金	15,121
建 物	596,231	預 り 金	7,270
構 築 物	15,215	賞 与 引 当 金	122,644
機 械 及 び 装 置	38,155	固 定 負 債	408,961
工具器具及び備品	35,791	長 期 借 入 金	300,000
土 地	1,786,539	リ ー ス 債 務	64,689
リ ー ス 資 産	52,407	預 り 保 証 金	8,490
建 設 仮 勘 定	7,205	長 期 未 払 金	4,900
無 形 固 定 資 産	97,539	株 式 給 付 引 当 金	6,482
ソ フ ト ウ ェ ア	56,745	役 員 株 式 給 付 引 当 金	23,291
電 話 加 入 権	4,613	そ の 他	1,107
リ ー ス 資 産	36,180	負 債 合 計	2,302,822
投 資 其 他 の 資 産	275,389	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	156,554	株 主 資 本	4,629,226
出 資 金	100	資 本 金	831,413
差 入 保 証 金	18,461	資 本 剰 余 金	928,733
繰 延 税 金 資 産	99,504	資 本 準 備 金	928,733
そ の 他	769	利 益 剰 余 金	3,219,029
資 産 合 計	6,962,332	利 益 準 備 金	193,125
		そ の 他 利 益 剰 余 金	3,025,904
		別 途 積 立 金	261,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,764,904
		自 己 株 式	△349,950
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	30,283
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	30,283
		純 資 産 合 計	4,659,510
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,962,332

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,257,859
売 上 原 価		1,946,896
売 上 総 利 益		2,310,962
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,678,660
営 業 利 益		632,301
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,456	
為 替 差 益	7,044	
業 務 受 託 料	13,000	
そ の 他	4,548	30,050
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,843	
売 上 割 引	640	
そ の 他	245	8,728
経 常 利 益		653,622
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	296	296
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	818	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	40,293	41,112
税 引 前 当 期 純 利 益		612,806
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		187,501
法 人 税 等 調 整 額		7,900
当 期 純 利 益		417,405

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金						
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益			
					別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金	剰余金 合 計			
当期首残高	831,413	928,733	928,733	193,125	261,000	2,414,357	2,868,482	△259,662	4,368,967	
当期変動額										
剰余金の配当						△66,858	△66,858		△66,858	
当期純利益						417,405	417,405		417,405	
自己株式の取得								△90,288	△90,288	
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	350,547	350,547	△90,288	260,259	
当期末残高	831,413	928,733	928,733	193,125	261,000	2,764,904	3,219,029	△349,950	4,629,226	

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	12,502	12,502	4,381,469
当期変動額			
剰余金の配当			△66,858
当期純利益			417,405
自己株式の取得			△90,288
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	17,781	17,781	17,781
当期変動額合計	17,781	17,781	278,040
当期末残高	30,283	30,283	4,659,510

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 其他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却
原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ取引等の評価基準
及び評価方法

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・ 商品、製品、仕掛品及び原材料

総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の
低下による簿価切下げの方法により算定)

・ 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以
降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 及び2016
年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構
築物については定額法によっております。

② 無形固定資産 (リース資産を除く)
・ 自社利用のソフトウェア

利用可能期間 (5年) による定額法によっておりま
す。

・ その他の無形固定資産

定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリー
ス資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定
額法を採用しております。

(3) 外貨建ての資産及び
負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は、期末日の直物為替相場に
より円貨に換算し、換算差額は損益として処理して
おります。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権に
ついては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定
債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不
能見込額を計上しております。
なお、当事業年度は貸倒実績がなく、貸倒懸念債権
等の特定の債権に該当する債権もないため貸倒引当
金を計上していません。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込
額を計上しております。

- | | |
|-------------|--|
| ③ 株式給付引当金 | 従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式給付規程に基づき、付与されたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。 |
| ④ 役員株式給付引当金 | 取締役に対する将来の当社株式の給付に備えるため、役員株式給付規程に基づき、付与されたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。 |
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- | | |
|---------------|--|
| ① ヘッジ会計の方法 | 特例処理の要件を満たしている金利スワップについて、特例処理を採用しております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段 金利スワップ
ヘッジ対象 借入金利 |
| ③ ヘッジ方針 | 当社の内部規則である「組織規則」に基づき、金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を行っております。 |
| ④ ヘッジ有効性評価の方法 | 金利スワップについては、特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。 |
- (6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- | | |
|-----------|---------------|
| 消費税等の処理方法 | 税抜方式によっております。 |
|-----------|---------------|

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) たな卸資産（検査装置等）の評価

① 当年度財務諸表に計上した金額

売上原価：21,447千円
（検査装置等にかかる収益性の低下による簿価切下額）
商品及び製品：35,583千円
（商品及び製品に含まれる検査装置等の価額）

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

ロ. 主要な仮定

検査装置等は販売頻度が少なく、期末前後の販売実績に基づく価額を把握することが困難な場合や、販売価額の変動が大きい場合があるため、正味売却価額は期末付近の合理的な期間の平均的な売価を基礎として算定しており、一定の仮定を設定しております。

ハ. 翌年度の計算書類に与える影響

正味売却価額の算定は見積りの不確実性が高く、市況等によって実際の販売価額が変動することにより、翌年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 追加情報

(株式給付信託 (J-ESOP) について)

(1) 取引の概要

当社は、株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対して当社株式を給付する仕組みです。当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額は104,994千円、株式数は179,700株であります。

(3) 会計処理の方法

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号平成27年3月26日)に準じて、総額法を適用しております。規程に基づき従業員に付与したポイント数を基礎として、費用及びこれに対応する引当金を計上しております。

(株式給付信託 (BBT) について)

(1) 取引の概要

当社は取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた役員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした取締役に對して当社株式を給付する仕組みです。当社は、役員株式給付規程に基づき取締役にポイントを与え、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者(以下、「受益者」といいます。)に對して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が「役員株式給付規程」に別途定める要件を満たす場合には、当該取締役に付与されたポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付します。取締役に對し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額は50,007千円、株式数は95,800株であります。

(3) 会計処理の方法

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号平成27年3月26日)に準じて、総額法を適用しております。規程に基づき役員に付与したポイント数を基礎として、費用及びこれに對する引当金を計上しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産	建物	338,352千円
	構築物	8,116
	土地	1,786,539
	計	2,133,008
② 担保に係る債務	短期借入金	278,000千円
	1年以内返済予定長期借入金	200,000
	長期借入金	200,000
	計	678,000

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,067,530千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の 株式数 (千株)	当事業年度増加 株式数 (千株)	当事業年度減少 株式数 (千株)	当事業年度末の 株式数 (千株)
普 通 株 式	4,558	—	—	4,558

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の 株式数 (千株)	当事業年度増加 株式数 (千株)	当事業年度減少 株式数 (千株)	当事業年度末の 株式数 (千株)
普 通 株 式	377	88	—	465

(注) 1. 自己株式の株式数には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式が（当事業年度期首275千株、当事業年度末275千株）含まれております。

2. 自己株式の株式数の増加88千株は、2020年11月25日開催の取締役会決議による、自己株式の取得による88千株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年 6月18日 定時株主 総会	普通株式	66,858	利益剰余金	15.00	2020年 3月31日	2020年 6月19日

(注) 2020年6月18日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金4,132千円が含まれております。

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年 6月17日 定時株主 総会	普通株式	65,538	利益剰余金	15.00	2021年 3月31日	2021年 6月18日

(注) 2021年6月17日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金4,132千円が含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産	
賞与引当金	37,553千円
たな卸資産	8,884
未払費用	35,926
未払事業税	7,590
土地	19,876
投資有価証券	28,127
株式給付引当金	9,116
その他	20,449
繰延税金資産小計	167,521
評価性引当額	△58,221
繰延税金資産合計	109,300
(2) 繰延税金負債	
其他有価証券評価差額金	△9,795
繰延税金負債合計	△9,795
繰延税金資産の純額	99,504

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、主に年次資金計画に基づき、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余剰は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融資産の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクがあります。投資有価証券は主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスク又は取引先企業の業績リスクがあります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。短期借入金には主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則5年以内）は設備投資資金及び長期運転資金に係る資金調達であります。長期借入金の一部は変動金利であるため金利の変動リスクがありますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対する先物為替予約及び長期借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等につきましては、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

③ 金融資産に係るリスク管理体制

1)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

与信管理手続きにより、営業債権について営業本部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2)市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。デリバティブ取引につきましては、社内規則に従い実需の範囲で行うことにしております。

3) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理
各部門からの報告に基づき経理部が適時に資金計画表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2)を参照下さい。)

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	2,243,770	2,243,770	—
② 受取手形	310,156	310,156	—
③ 売掛金	896,336	896,336	—
④ 投資有価証券	121,847	121,847	—
⑤ デリバティブ取引	—	—	—
⑥ 支払手形	(35,689)	(35,689)	—
⑦ 買掛金	(404,586)	(404,586)	—
⑧ 短期借入金	(300,000)	(300,000)	—
⑨ 未払金	(377,739)	(377,739)	—
⑩ 長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	(600,000)	(600,053)	53
⑪ リース債務 (1年以内返済予定を含む)	(102,120)	(100,458)	△1,661

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 現金及び預金、② 受取手形及び③ 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

⑤ デリバティブ取引

1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はございません。

2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
ヘッジ会計の方法ごとの期末日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	当事業年度（2021年3月31日）		
			契約額等	契約額等のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引支払固定・受取変動	長期借入金	150,000	150,000	(※)

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理しているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

⑥支払手形、⑦買掛金、⑧短期借入金及び⑨未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑩長期借入金、⑪リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。但し、変動金利による長期借入金の一部は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区 分	2021年3月31日
非上場株式	34,706

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「④投資有価証券」には含めておりません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	所在地	資 本 金 又 は 出 金 又 は 資 金 (百万円)	事 業 の 内 容 又 は 職 業	議 決 権 等 の 所 有 割 合 (被所有)	関 係 内 容		取 引 の 内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	旭化成ファーマ(株)	東京都千代田区	3,000	医療用医薬品、診断薬、診断薬の製造販売	(被所有)直接21.51%	兼任1名	製品の売上・原材料の仕入	臨床検査に係る製品の売上	330,970	売掛金	137,201

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
取引先との売上及び仕入については、市場価格を参考に決定しております。

(2) 子会社等
該当事項はありません。

(3) 同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等
該当事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,138円 21銭

(2) 1株当たり当期純利益 100円 63銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社カynos
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 春日 淳 志 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 酒井 睦 史 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カynosの2020年4月1日から2021年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、コンプライアンスセンターその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

株式会社カynos 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 加 登 信 哉 ㊟

常勤監査役 小 林 茂 雄 ㊟

監 査 役(社外監査役) 耕 修 二 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

第46期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、65,538,060円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月18日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式 数
1	かみ じ し ろう 上 地 史 朗 (1955年9月14日生)	1980年4月 当社入社 1998年4月 当社開発部部长 2001年6月 当社取締役開発本部本部長 2004年5月 当社取締役営業本部本部長 2005年4月 当社常務取締役営業本部本部長 2010年4月 当社常務取締役開発本部本部長 2011年4月 当社代表取締役社長、現在に至る	43,400株
2	なが つ ゆき ひろ 長 津 行 宏 (1959年7月16日生)	1982年4月 当社入社 2005年4月 当社学術部部长 2011年4月 当社執行役員品質保証センターセン ター一長 2014年4月 当社執行役員営業本部本部長 2014年6月 当社取締役営業本部本部長 2018年4月 当社常務取締役営業本部本部長 2019年4月 当社常務取締役事業本部本部長、現在 に至る	15,100株
3	はやし つかき 林 司 (1962年2月21日生)	1986年4月 日本全薬工業株式会社入社 1993年10月 当社入社 2005年4月 当社開発部部长 2011年4月 当社執行役員開発本部本部長 2014年6月 当社取締役開発本部本部長 2016年6月 当社取締役管理本部本部長、現在に至 る	7,100株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式 数
4	きく ち けん じ 菊 地 謙 治 (1952年4月4日生)	1971年4月 東京国税局入局 2005年7月 同局調査第一部特別国税調査官 2010年7月 同局調査第四部調査総括課長 2012年7月 成田税務署長 2013年8月 菊地謙治税理士事務所開設、現在に至る 2014年6月 当社社外取締役、現在に至る 2014年6月 株式会社新日本建物社外監査役、現在に至る	一株
5	こ が くに ひこ 古 賀 邦 彦 (1964年12月5日生)	1990年4月 日本化薬株式会社入社 2013年4月 同社医薬事業本部事業開発本部事業開発部参事 2016年6月 同社医薬事業本部メディカルアフェアーズ部メディカルサイエンス部参事 2019年4月 同社医薬事業本部原薬・国際・診断薬本部診断薬部長、現在に至る 2019年6月 当社社外取締役、現在に至る	一株
6	まつ お だい すけ 松 尾 大 輔 (1973年2月6日生)	1995年4月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2002年4月 株式会社野村総合研究所副主任コンサルタント 2008年4月 同社上級コンサルタント 2012年7月 旭化成ファーマ株式会社経営企画部マネージャー 2018年4月 同社経営企画部長 2020年4月 同社診断薬製品部長、現在に至る 2020年6月 当社社外取締役、現在に至る	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち菊地謙治氏、古賀邦彦氏及び松尾大輔氏の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由は、菊地謙治氏に関しては、長年国税専門官として豊富なキャリアと専門的知識を有したうえで現在は税理士を、古賀邦彦氏に関しては、日本化薬株式会社の診断薬部長を、松尾大輔氏に関しては、旭化成ファーマ株式会社の診断薬製品部長を務められております。3氏にはその豊富な事業経験、高い見識をもって、当社の事業の運営に助言いただくことを期待しているためです。なお、3氏は、過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、業務執行を監督する社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 松尾大輔氏は、現在及び過去8年間において、当社の特定関係事業者である旭化成ファーマ株式会社の業務執行者であり、同社から過去2年間において同社の業務執行者として給与等を受けており、今後も受ける予定です。
5. 菊地謙治氏は現在社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。古賀邦彦氏は現在社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。松尾大輔氏は現在社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。また、3氏とは、現在、当社との間で損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、3氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、菊地謙治氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、当社と同氏の兼職先との間には、特別の関係はありません。
7. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役加登信哉氏、小林茂雄氏の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、監査役耕修二氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式 数
1	加登信哉 (1957年7月10日生)	1983年4月 旭化成工業株式会社（現旭化成株式会社）入社 2005年5月 旭化成ファーマ株式会社技術統括部ライセンスニンググループ長 2007年12月 同社医薬研究開発本部ライセンスニング部長 2010年10月 同社臨床開発センター臨床推進部長 2017年6月 当社 社外監査役、現在に至る	1,200株
2	秋元敏彦 (1956年6月19日生)	1979年4月 当社入社 2004年4月 当社営業本部業務部部长 2019年4月 当社品質保証センター安全管理部部长 2021年4月 当社管理本部付、現在に至る	1,000株
3	猪原玉樹 (1965年11月7日生)	1990年4月 株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）入行 2004年3月 株式会社りそな銀行 退社 2013年12月 弁護士登録（東京弁護士会） 猪原法律事務所入所、現在に至る	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 加登信哉氏及び猪原玉樹氏は、社外監査役候補者であります。
3. 加登信哉氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。同氏は、長年医薬事業に携わっており、引き続きその知識・経験を生かし、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただいております、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 秋元敏彦氏は、当社営業部・業務部及び安全管理部の実務に携わっており、その知識・経験を生かし、監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

5. 猪原玉樹氏は、14年間の銀行勤務及び弁護士として企業法務に携わっており、その知識・経験を生かし、社内出身者と異なる視点で、独立性をもって経営を監査いただくことで、経営体制の一層の強化を図るとともに、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの充実を図ることができるものと判断しております。
6. 当社は、猪原玉樹氏が選任された場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査役に就任した場合は、候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 会社法改正に伴う取締役に対する業績連動型株式報酬制度の報酬枠設定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2016年6月16日開催の第41回定時株主総会において取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）今日に至っておりますが、会社法の一部を改正する法律（2019年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、現在の取締役に対する本制度にかかる報酬枠に代えて、取締役に対する業績連動型株式報酬の報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、法令改正に伴う手続上のものであり、実質的な報酬枠を原決議と比較して増枠するものではなく、原決議同様、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（事業報告〔本招集ご通知10頁〕をご参照ください）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、1995年6月29日開催の第20期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額150百万円以内）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は3名です。第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、2021年3月1日に遡って生ずるものいたします。

2. 本制度に係る報酬等の額及び参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式等が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役退任時とします。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役（ただし、社外取締役を除きます。また、監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

2016年8月から信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額（報酬等の額）

当社は、2017年3月末日で終了した事業年度から2019年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間、及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初の対象期間に関して本制度に基づく当社の取締役への給付を行うための株式の取得資金として、51百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初の対象期間に関して当社株式98,000株を取得しております。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として3事業年度ごとに、以後の3事業年度（以下「次期対象期間」といいます。）に関し、100百万円を上限として、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする次期対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する当社株式等の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は次期対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が次期対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、100百万円から残存株式等の金額（株式については、当該次期対象期間の開始直前日における時価相当額で金額換算します。）を控除した金額とします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、株式市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、取締役に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり33,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は99,000株となります。

(6) 取締役に給付される当社株式等の数の上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、当社の業績達成度等により定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、33,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

また、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（33,000株）の発行済株式総数（2021年3月31日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.7%です。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、退任時までに取り締役に付与されたポイントを合計した数（以下「確定ポイント数」といいます。）で確定します。

(7) 当社株式等の給付時期

取締役は、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、上記(6)で付与を受けた確定ポイント数に相当する当社株式について、本信託から給付を受けることができます。ただし、受益者要件に加えて役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合には、当該取締役が付与されたポイント数の一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭の給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、給付を受ける権利を取得できないこととします。

(8) 本信託内の株式に係る議決権

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

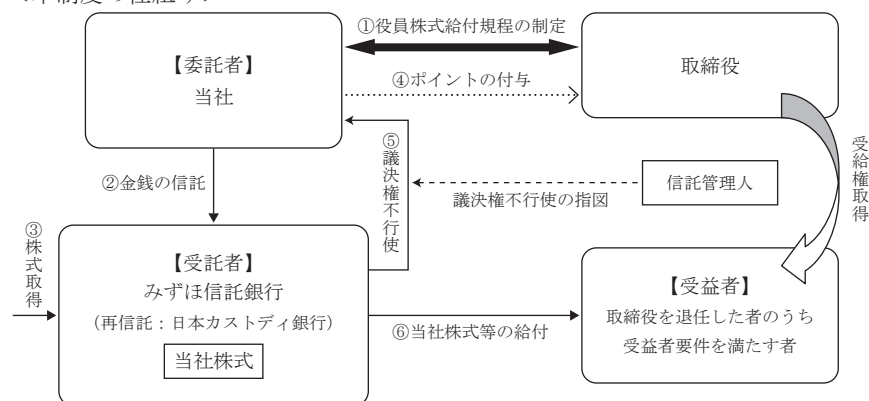
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で在任する取締役に対し、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、株式市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役のポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が「役員株式給付規程」に別途定める要件を満たす場合には、当該取締役に付与されたポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付します。

以上

株主総会会場ご案内図

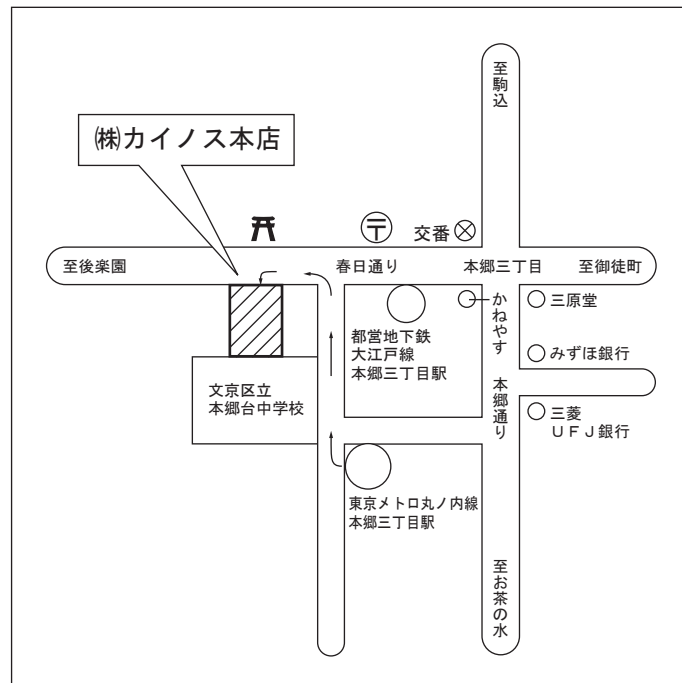
会 場 東京都文京区本郷二丁目38番18号

当社本店 7階会議室

東京メトロ丸ノ内線本郷三丁目駅下車徒歩1分

都営地下鉄大江戸線本郷三丁目駅下車徒歩1分

電話 03-3816-4123



(駐車場の設備がございませんのでお車でのご来場はご遠慮ください。)